

平成 30 年度

第 2 回 大槌町都市計画審議会 議事録

日時 平成 31 年 2 月 19 日 (火)

午前 10 時から

場所 大槌町役場 3 階 大会議室

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

平成 30 年度第 2 回大槌町都市計画審議会

日時：平成 31 年 2 月 19 日（火） 午前 10 時から

場所：大槌町役場 3 階 大会議室

一 次 第 一

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 付議

4. 議事

議案第 1 号

大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（安渡地区）の変更について

5. その他

6. 閉会

出席者

委員

会長	社団法人岩手県建築士事務所協会前釜石支部長	岩間 正行
会長職務代理者	大槌商工会長	菊池 良一
委員	大槌町農業委員会長	佐々木重吾
	大槌町議会議員	澤山美恵子
	大槌町議会議員	阿部 三平
	大槌町議会議員	東梅 康悦
	大槌町議会議員	阿部 俊作
	岩手県沿岸広域振興局土木部長	藤井 幸満

事務局

大槌町長	平野 公三
都市整備課長	川野 重美
復興局復興推進課長	中野 智洋
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班長	小山 茂樹
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主査	佐藤雄一郎
復興局都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 主任	田口 憲司
復興局復興推進課事業推進班長	三浦 徹也
復興局復興推進課事業推進班 主任	菅原 綾雄
復興局復興推進課事業推進班 主任	倉本 和博
復興局復興推進課事業推進班 主事	砂山 剣治

会議録

(午前 10 時 00 分 開始)

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより平成 30 年度第 2 回大槌町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、大槌町復興推進課の砂山と申します。よろしくお願いたします。

ほん、審議会に先立ちましてえー出席の皆さまにお願いがございます。携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いいたします。

えー次に皆様にお配りしている資料の確認をさせていただきます。A4 縦片面 1 枚の会場レイアウトが 1 部、A4 縦ホチキス止めの議案書が 1 部、えー最後に A4 横ホチキス止めの説明資料が 1 部になります。

なお、本日は、委員定数 9 名のうち 8 名の出席をいただいておりますので、大槌町都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたりまして大槌町、町長平野公三よりご挨拶申し上げます。

■事務局（平野町長）

改めまして、おはようございます。本日はお忙しい中、大槌町都市計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まあ町内においては、インフルエンザがある程度落ち着いたということですが、リサイクルセンターの方々の半分くらいがインフルエンザということを知っておりますので、ちょっと心配をしておりました。

また、実は明日から派遣をいただいている方々のところにですね、あの一御礼の訪問をするということなんですけれども、大阪方面ではしかが心配で、はしかが流行っている、新幹線移動なものですから、あの一植田先生のところに相談に行きました。私大丈夫でしょうかと、そしたらお母さん聞きなさいということでした。お母さんはもういないので、でも先生はまあ昭和 31 年生まれであれば一回やっているだろうというような話ですので、まああの一大丈夫だろうというような話をされましたけれども、大阪方面ではしかが流行っているということですので、気を付けて行って参りたいと思っております。

また、あの一この辺の状況からすれば、1 月 12 日に高速道路、まあインターが開通いたしました。あの一「だあすこ」の辺りがいっぱい車が混んでいるということで、初めてこういうこと、あの一こういう店があったと気づかれた方もいらっしゃると思います。ま

あそれにつきましても、7月の27日、あの一プレイベントになりますラグビー日本代表対フィジーの戦いが、あー7月27日にまあ開催されますけども、それまでにはあー釜石北とあとはこの大槌インターが繋がるということをお願いをしておりますので、このまあ混雑もある程度何か月間だろうなあと思いつつも、やはりあの一高速道路からおりていただいて、まあおりていただく取組みを、これからしっかりと行かなきゃならないということを意を強くしているところであります。

まあ今日は、平成30年度2回目の都市計画審議会ということで、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区になりますけれども変更について、ご審議をお願いしているところであります。

本事業は、公共公益的な施設や商業施設等を誘導して市街地を形成するというものであります。

安渡地区の事業の完了は、再来年度を予定しておりますが、引き続き、地域住民の皆様、都市計画審議会委員の皆様からご理解とご協力いただきながら、可能な限り早期の事業完了を目指していきたいと思っております。

本日のご審議にあたり、委員の皆様からの忌憚のないご意見を願いますとともに、改めて、本日お集まりの皆様へ御礼申し上げ、挨拶とさせていただきます。

どうぞ今日は、よろしくお願い申し上げます。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

それでは、ここからは岩間会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

岩間会長、よろしくお願いいたします。

■岩間会長

えー、おはようございます。えーお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

今日の議案はあの一前回と同じ変更ということで、あの一前に一回決まったやつを若干の変更をしたいということですので、えーよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。えーそれでは次第の第3の「付議」について入りたいと思っております。事務局の説明をお願いいたします。

■事務局（復興推進課事業推進班 三浦班長）

町長、付議の読み上げをお願いします。

■事務局（平野町長）

大槌町都市計画審議会会長様。大槌町長平野公三。大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区の変更について付議、このことについて、都市計画法第19

条第1項の規定により、貴審議会に付議します。なお、同法第17条第2項に基づく意見書は提出されませんでした。

よろしく願いいたします（会長へ付議書を手渡す）。

■岩間会長

ただいま付議いただきましたので、えー早速ではございますが、「議事」に移りたいと思います。

次第の第4、議案第1号大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区の変更について、えー事務局の説明をお願いいたします。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

復興局都市整備課の小山です。よろしく願いいたします。

それでは、ホチキス止めしましたA4資料、こちらを見ながらですね、えーパワポこちらの資料、スクリーンに映し出しておりますので、ご説明して行きたいと思います。

それでは、議案第1号大槌都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区の変更について説明いたします。

それでは、ホチキス留め資料は2頁目になります。

まず、一団地の津波防災拠点市街地形成施設について説明いたします。

一団地の津波防災拠点市街地形成施設とは、地域全体の復興の拠点として、商工業の早期再建等を支援することにより、まちの賑わいや活力を先導的に創出する、都市計画法に位置付けられた、津波復興拠点整備事業です。

安渡地区では、平成29年11月28日に第2回都市計画変更を行っており、面積が約19.6haであり、今回の変更は、約19.9haとするものです。

対象地区は、図面赤で囲ってあります、箇所となりまして、南側、下になりますがA地区、防潮堤をはさんでB地区、少し離れて山側にえーC地区を配置しています。

3頁目をご覧ください。

これまでの経緯であります。

都市計画に係る主なものを申し上げますと、平成23年12月に大槌町東日本大震災津波復興計画・基本計画の策定がありました。平成24年5月に大槌町東日本大震災津波復興計画・実施計画の策定がされております。

その後、平成25年7月に当初の都市計画決定がされ、平成25年10月に都市計画事業が認可となり、事業に着手いたしました。平成26年10月にA地区の区域拡大及びB地区の公共施設配置の見直しのため、えー都市計画決定の第1回変更を行っております。

また、平成29年11月には、ABC各地区の土地利用の変更のため、第2回都市計画変更決定を行ったものであります。

えー表の下にあります、懇談会・協議会につきましては、安渡地域、復興まちづくり懇談会を平成 24 年度から平成 25 年度にかけて 7 回行っており、安渡地域、復興協議会を、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて合計 11 回、安渡地区の復興状況住民説明会を、平成 29 年度に 2 回行っております。

4 頁目をご覧ください。

今回の都市計画変更決定の流れについてであります。

平成 30 年 11 月に、関係機関及び県との協議のもと、都市計画の素案が策定されました。この変更案について、12 月 10 日に都市計画変更案に係る説明会を開催しております。説明会出席者は、2 名でした。

その後、都市計画案の縦覧、及び意見書の受付を、12 月 11 日から 12 月 25 日の 2 週間行いました。期間中の縦覧者数は 0 人。意見書の提出はありませんでした。

本日、2 月 19 日は、大槌町都市計画審議会の審議であります。

その後になります、都市計画決定の告示を、3 月に予定しております。

次に 5 頁目、現在の整備状況をご説明します。

安渡地区全体を、上空から、昨年 10 月に撮影した様子です。写真は、北東から南西に向けてえー撮影しております。

赤枠で囲った区域が、津波復興拠点整備事業の事業区域となっております。左上が A 地区、中央に B 地区、右下に C 地区を配置しております。

また、矢印に書かれている箇所につきましては次のページをご覧ください。

写真は、平成 30 年 11 月時点の様子になります。

①②が都市計画道路 3・5・2 安渡赤浜線の状況でございます。①は、現在整備が概ね完成しております。②は、防潮堤の乗り越し道路になる箇所ですが、県の事業において整備を進めているところです。

③は、C 地区にある安渡避難ホール、④⑤は B 地区にある産業集積地であります、特定業務施設は、現在、概ね概成しており、道路等の公共施設については、造成中となっております。

7 頁目、今回の変更内容についてご説明します。

上段のオレンジ、ちょっと見づらいかもしれませんが、オレンジが変更前、下段の赤が変更後となっております。

えー今回の変更計画書にて変更になる箇所のみ説明いたします。

まず、表の 2 段目、「位置」でございますが、「及び大槌第 27 地割」でありましたが、変更では「大槌第 27 地割及び大槌第 28 地割」となり、「大槌第 28 地割」が、追加となっております。

次に面積についてですが、変更前の約 19.6ha から、約 19.9ha となります。

特定業務施設または公共施設の位置及び規模になりますが、その内訳といたしまして、特定業務施設が、約 9.9ha から約 10.4ha となります。また、公益的施設が、約 0.9ha

から、約 1.0ha となります。

公共施設につきましては、その他公共施設に新たに「堤防」が加わります。公共施設の面積は、変更前約 8.8ha から、変更後約 8.5ha となります。

次に変更理由について、8 頁目をご覧ください。

都市計画図書に記載してあります、全文を示しています。

こちらは、全文読み上げます。

大槌町では、大槌町東日本大震災津波復興計画において、新たなまちづくりと連動した商業集積の構築、地場企業の育成と企業誘致を推進し、地域経済の活性化、及び雇用の維持・創出のため、復旧及び復興を図っている。

このため、安渡地区では、災害危険区域となっている土地の一部を、産業用地として位置付け、水産業の立地促進の誘導と、地域防災拠点としての公共公益施設の整備を、早期に図る必要があるため、津波防災拠点市街地形成施設を導入しているものである。

今回の変更は、すでに都市計画決定している、津波防災拠点市街地形成施設において、各施設管理者等との協議結果により、地区界の一部を変更するものである。

また、町の基幹産業である、水産業の復興を推進するため、A地区の区域拡大と、公共施設、道路、及び特定業務施設の変更を行うものであり、この変更に伴う排水計画の変更により、地区界の一部を変更するものである。

このようなことから、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区を、本案のように変更するものである。

続きまして、先ほど 7 ページの表で説明しましたえー内容について具体的に説明いたします。9 頁目をご覧ください。

まず、「位置」、の変更内容について説明します。

こちらは、安渡公民館・避難ホールのある C 地区になります。赤いマルで示した所が変更箇所です。

10 頁目は変更後になります。

図面右上の大槌第 28 地割が追加となります。こちらは、道路の整備計画の変更に伴い、えー当区域を追加するものです。

続きまして、土地利用計画の変更内容について、11 頁をご覧ください。

こちらは変更前の土地利用計画全体図です。

変更する箇所には、見出しをつけております。色は 3 種類「赤、緑、青」があります。左下の凡例にえー記載しておりますが、赤字は、管理者協議による変更。緑字は、計画変更による変更。青字は、水産業推進による変更を示しております。

次の 12 頁目は、変更後の計画全体図であります。

変更前の 11 頁目と比較してご覧ください。

右下の表にございますとおり、今回の変更により、特定業務施設は、約 9.9ha から、約 10.4ha へ、公益的施設は、約 0.9ha から、約 1.0ha へ、公共用地は、約 8.8ha から、

約 8.5ha へ、合計では、約 19.6ha から、約 19.9ha へ、変更となります。

続きまして、13 頁目、各地区における変更箇所の詳細についてです。

まず、A 地区になります。A 地区の変更箇所は、①-1、2、3、4、②、③、④の 7 項目です。

変更後は、14 頁になります。

13 頁の変更前と比較してご覧ください。

まず、赤字で書かれています、左側から、①-1、③、④につきましては、港湾管理者、河川管理者、漁港管理者との境界立会の結果を踏まえた協議により、えー区域の変更となっております。

中央の緑字で書かれております、①-2、また右側、①-3 は排水計画の見直しにより、影響範囲が拡大したことによって、区域の変更となっております。

青字で書かれております、中央、②、それから右側、①-4 は、えー町の基幹産業である、水産業の復興を推進するため、区域の拡大及び道路などの公共施設、及び、特定業務施設の土地利用の変更となっております。

この変更によって、特定業務施設の面積は、約 2.6ha から、約 3.1ha へ、公共用地は、約 2.2ha から、約 1.9ha となり、合計、約 4.8ha から、約 5.0ha へ変更となります。

続きまして、15 頁をご覧ください。

変更前の、B 地区の土地利用計画です。今回変更する箇所を記してあります。

次のページ、16 頁目をご覧ください。

変更後の、B 地区の土地利用計画図です。

図左上から、赤字で書かれてあります、⑤-1、2、3、右下に行きまして、⑤-4、⑤-5 につきましては、道路管理者、河川管理者及び漁港管理者などとの、境界立会の結果を踏まえた協議により、区域の変更となっております。

図面右側、緑字で書かれております、⑥につきましては、防災行政無線用地の新設。⑦につきましては、道路線形の変更による計画変更であります。

B 地区におきましては、この変更による面積の増減はありません。

続きまして、C 地区になります。17 頁目をご覧ください。

こちらは、変更前の土地利用計画です。

次のページ、18 頁目をご覧ください。

変更後の C 地区の土地利用計画です。

赤字⑧-1 は、安渡公民館・避難ホールを管理する施設管理者との協議により、擁壁構造物を取り込んだ区域に変更しております。

また、⑧-2 は道路計画の変更により、区域を変更しております。

この変更により、公益的施設の面積が、約 0.9ha から、約 1.0ha へ増となり、合計いたしますと、約 1.2ha から、約 1.3ha に変更となります。

19 頁目をご覧ください。

今後の事業スケジュールになります。

これまでの都市計画決定と今後の事業について表にてあらわしています。

平成 25 年度に決定した都市計画決定から、2 回の計画の見直しを行い、平成 30 年度、今回になりますが、第 3 回の都市計画変更になります。

また、第 3 回事業認可変更も同時に手続きを進めております。

事業期間につきましては、平成 25 年 11 月、失礼いたしました平成 25 年 10 月 11 日から、平成 31 年 3 月 31 までとなっておりますが、平成 33 年、2021 年ですが 3 月 31 日までの 2 年間の事業期間延伸を行い、事業の完成を目指します。

以上で、議案第 1 号一団地の津波防災拠点市街地形成施設、安渡地区の変更について説明を終わります。

■岩間会長

えーありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、この議案の説明に関して、委員の皆さまから何かご質問とかご意見はございますか。

■阿部（俊）委員

はい、すみません。ちょっとお尋ねします。えーとこれをえーと 7 頁の小計の数字、えーと公共施設等は結構面積、黄色の面、あー黄色の文字から赤の文字で増えているということで小計にきて、若干計算がちょっとどういうことかなあと見てみたけれども、これ公共施設、堤防の一部ということで、堤防の面積分かなあと思いましたので、この小計のどっからどこまで小計の堤防分か。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

大きく申しますとですね、13 頁、14 頁を見てもらうと分かるんですが、えー A 地区の変更になります。A 地区はですね、変更前はえー道路がえー多く設置されておりますが、こちらの部分ですね、特定業務施設に変更しております。まあそういった関係でですね公共施設のところが、道路の部分ですね、こちらの方がえー減になる形になると思います。

■阿部（俊）委員

分かりました。というこの小計は、公共施設分ということですね。分かりました。

えーとそれからすみません、14 頁のこの排水計画変更によるという変更なんですけれども、ここの変更、排水の変更ってどのくらい大きくなったか、小さくなったか、もし分かればお尋ねしたい。お願いします。

■岩間会長

排水の、まあ排水の前の計画からどのような変更になったのかということ聞かせてもらってもよろしいでしょうか。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

あの一基本的にはですね、あの当初の計画はですね、排水管を、既存の排水管を利用するような形で書いてあったのですけれども、今回のこの造成計画の見直しをした中で、排水の見直しもしました。その結果ですね、この①-3にあります青いところ、こちら旧沢山沢川があったところなんですけれども、こちらの方に落とすルート、それと左側①-2というところが、もうちょっと左の方にずっと行くと落とす、落とし口があるんですけれども、そちらの方に行くルートと2つに分かれて計画することになりました。その結果、ここの2つが増えたという形になります。

断面図は、ちょっと申し訳ないです、手持ちにないので分かりません。すみません。

■阿部（俊）委員

あの一大きくなったか、小さくなったかではなくて、その場所にこういうものになったということですよ。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

そうですね。はい。

■阿部（俊）委員

あつ後であの排水の断面積もし分かったら、教えていただければ助かります。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

はい、分かりました。

■岩間会長

はい、お願いします。その他ありますでしょうか。

なかなか、この事業の、たくさんの事業との調整があつて大変だということが分かったんですけども。細かいところなかなか大変だと思うんですけども。

■東梅委員

会長、いいですか、少し。えーとあの細かいところ正直、あの一ちょっと理解するのが難しいんですが、ただその一今後のスケジュールというところで、一番最後にまああの一変更前、いや2年遅れたえーまあ終期になっているわけですね。ということはまあえ

一町の工事あるいはその一県との関係の工事があの地区はあるっていうのは、十分に分かっているんですけど、要するにこの2年遅れているっていうことは、まああの震災から丸10年かかるっていうことになるわけなんですよ。ということは、まあ県が実施しているその防潮堤とか水門の絡みの中で、このまあ終期が2年遅れるという理解でよろしいでしょうか。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

あの一まあ岩手県さんとも調整いたしまして、あの一こちらについては防潮堤と水門が関わってきます。で我々の方といたしましてはですね、あのA地区については、工事の方がまだ進んでいないという状況になっております。こちらの方が集中的に31年度かかってきて、で目標といたしましては31年度内に概成、えー特定業務施設の方を竣工させていきたいというふうに考えております。また、32年につきましては、先ほど申しました防潮堤とか乗越道路とか県の事業がありますけれども、そちらの方ですね、えー側面っていうのですかね、脇っていうか、そちらの方の整備をしていくという残工事をしていくような流れで今考えております。

■事務局（復興推進課 中野課長）

はい。

■岩間会長

はい。課長。

■事務局（復興推進課 中野課長）

えー1点補足させていただきたいと思います。えーと基本的に宅地の造成であったりとか、えー生活基盤の方については、今年度ないしうーんと今度のゴールデンウィークまでには完成するというふうにご理解いただければと思います。で何が残るのかという時に、今お話しにあった堤外の方ですね、津波復興拠点事業の産業集積地として整備する方の堤外のA地区というところの整備に少し時間を要するといったことになりました。

また、防潮堤の関係でございますけれども、そちらの方については法尻のですね、つま部のところの整備が、先行して町の方が整備を行ってしまいますと、敷き込み沈下とか起きた時に、修補しなければならなくなってしまうということが想定できるものですから、その辺の辺りについてですね、調整をさせていただいたうえで、えー整合性をとるような形での整備を行っていきたいというふうに考えているものでございます。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。その他あーご意見や質問。

はい。部長。

■藤井委員

すみません。岩手県ですけれども、あの一防潮堤の工事ではですね、あの一少し整備に関してご迷惑をかけているところがありましてですね、えーとまああの一防潮堤の関係で仮設ヤードとしても使わせていただいておりますのでですね、その辺のところでは少しやはりあの一時間がかかってしまうのかなあというふうに思っております。

えーとまあそれ以外にですね、ちょっとご質問なんですけれども、14 頁なんですけれども、14 頁のあの一このうーんと特定業務施設の中のあの一道路やめられたっていうのは、少しあの一やはり大きい区画でえーとまあ何て言ったらよいか、用地をとりたいというようなところの中で、えーと区画の道路、まああの一変更したというようなことなのででしょうか。ちょっとその辺のところだけ。

■岩間会長

じゃあ事務局お願いいたします。

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

はい。あの今、おっしゃられたとおりですね、あの区画をですね、広くとることによって、えー例えばですね、その入ってくるえー業者さんが自由に区画割りをすることができることも可能になってくるというメリットもあります。そういったことも加味しまして、今回の変更をやっております。

■岩間会長

これは何か見通しがあつての話、まだ全然なし？

■事務局（都市整備課安渡、小枕・伸松地域担当班 小山班長）

あの一応話の中では、見通しをつけた中でやっております。

■岩間会長

あ、はい。分かりました。

藤井委員よろしいですか。

■藤井委員

はい。

■岩間会長

えーそれでは、その他意見ございませんか。

えー特に意見無いようなので、採決に移りたいと思います。

えー議案第1号を原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。

■委員

はい。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

えー異議なしということですので、原案のとおり承認いたします。ありがとうございます。

それでは、次第の5番の「その他」に移りたいと思いますが、委員の皆さまから何か、その他で何でもよろしいですんで、せっかくお集まりいただいているんで、えー何かございませんでしょうか。

事務局の方は何かその他。

■事務局（復興推進課事業推進班 砂山主事）

はい。平成30年度の審議会においては、本審議会を持ちまして終了の予定です。平成31年度の審議会の日程については、詳細が決まり次第ご連絡させていただきます。以上です。

■岩間会長

はい。ありがとうございます。

えーこれですべての次第は終わったんですけれども、私からちょっとお話なんですけれども、震災発生から8年、あの一復興計画、復興、復興ということだったんですけれども、勉強会がだいたいえー町の未来を決めるマスタープラン的なやつをですね、再度皆さんとですね、こう勉強する会が何かあったらいいのかなあというような気持ではいるんで、まあ10年いかないっていう程度にですね、えーあの一叶えていただきたいなあと思ってますんで、よろしく願いいたします。

えーそれでは、今日の審議会を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(午前10時33分 終了)